

岐阜県生活技術研究所 デジタルものづくり機器利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、岐阜県生活技術研究所（以下、研究所という。）に設置するデジタルものづくり機器の利用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本規約における用語の定義は次のとおりとする。

(1) デジタルものづくり機器

研究所に設置する別表1に掲げる機器

(2) 利用者

岐阜県試験研究機関開放試験室設置機器使用要綱（以下、要綱という。）の別表に掲げる開放試験室設置機器（以下、開放機器という。）、及び、岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）別表第一十二の表に掲げる工業試験等（以下、依頼試験という。）としてデジタルものづくり機器を利用する企業、団体、個人

(基本的義務)

第3条 利用者は、研究所に設置するデジタルものづくり機器の開放機器としての利用及びデジタルものづくり機器を使用する依頼試験の利用（以下、デジタルものづくり機器の利用という。）にあたり、本規約に定める一切の条件を遵守しなければならない。

(利用の申請)

第4条 利用者は、デジタルものづくり機器の利用に当たり、利用申込書又は試験依頼書に添えて本規約に関する同意書（様式第1号）を研究所に提出しなければならない。

2 研究所は、利用者に対し、必要に応じて本人確認ができる書類の提示を求め、書類の写しをとることができる。

(遵守事項)

第5条 利用者は、デジタルものづくり機器の利用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 武器等の製造など、法令、条例等の規定に違反しないこと

(2) 著作権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しないこと

(3) 肖像権、営業秘密、プライバシーその他の第三者の権利を侵害しないこと

(4) 不正競争防止法に違反する行為をしないこと

(5) 公序良俗に反する行為をしないこと

(6) 反社会的勢力等の利益になるおそれがある行為をしないこと

(7) その他、研究所が不適切と判断する行為をしないこと

2 造形及び測定等に必要な資料等（以下、資料等という。）、造形物及び測定データ等について、利用者又は研究所と第三者との間に、第三者の権利侵害に関する紛争が生じたときには、利用者の責任と費用負担においてこれを解決しなければならない。

(資料等の扱い)

第6条 利用者は、研究所に対し、資料等を研究所の指定する方法にて提供しなければならない。

- 2 研究所は、利用者がデジタルものづくり機器を利用するのに必要な範囲で資料等を複製することができる。
- 3 利用者から研究所に対する資料等の提供の遅滞により利用者に損害が発生した場合、研究所はその責任を負わない。
- 4 資料等の内容に関して、利用者が一切の責任を負う。
- 5 資料等が、滅失、毀損、又は研究所の責に帰さない事由により漏洩した場合、それにより発生した損害について、研究所は一切の責任を負わない。
- 6 研究所は、利用者から提供を受けた資料等を、利用終了後、速やかに削除又は廃棄する。利用者から提供を受けた資料等の研究所による削除又は廃棄により利用者に発生した損害については、研究所は一切の責任を負わない。

(表明保証)

第7条 利用者は、資料等について、適法な権利を有していること及び資料等が第三者の著作権、意匠権、特許権、実用新案権等の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを、研究所に対し表明し、保証しなければならない。

(利用の中止)

第8条 第5条第1項の各号のいずれかに違反すると判断した場合、又は利用中に、デジタルものづくり機器での造形、測定等が不可能であることが判明した場合、研究所は、利用者の利用を中止させることができる。これにより生じた損害について、利用者は、研究所に対し、いかなる請求もできない。

- 2 前項により利用を中止した場合において、開放機器として利用されていた場合は、中止に至るまでの機器使用料は利用者が負担しなければならない。依頼試験として利用されていた場合は、研究所は、利用者が納付した依頼試験手数料の返還を行わない。

(造形物及び測定データ等の利用)

第9条 造形物及び測定データ等の利用は、利用者の責任で行うこととする。これにより損害が発生した場合、研究所は一切の責任を負わない。

(規約の変更)

第10条 研究所は、予告なく本規約を変更することができる。

- 2 研究所が本規約を変更した場合、利用者に当該変更内容を、利用場所に掲示する方法等により通知し、当該変更内容の通知後、利用者がデジタルものづくり機器を利用したとき又は研究所に対して何らの異議も申立てないときは、利用者は、本規約の変更に同意したものとみなす。
- 3 利用者は、本規約の変更により生ずる損害について、研究所に対して、いかなる請求もできない。

(利用規約の解釈)

第11条 利用者及び研究所は、本規約に定めのない事項又は解釈上の疑義については必要に応じ協議する。

(権利義務の譲渡等)

第12条 利用者は、本規約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはな

らない。ただし、書面により、事前に研究所の承諾を得た場合はこの限りではない。

(管轄裁判所)

第13条 本規約について紛争が生じた場合、岐阜地方裁判所を管轄裁判所とする。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和3年9月1日から施行する

別表 1

デジタルものづくり機器利用規約に該当する試験設備

1	レーザーカッター
2	3Dハンディスキャナ

岐阜県生活技術研究所
デジタルものづくり機器利用規約同意書

岐阜県生活技術研究所長 様

私は、岐阜県生活技術研究所に設置のデジタルものづくり機器の利用に当たって、「岐阜県生活技術研究所 デジタルものづくり機器利用規約」を遵守いたします。

また、記録媒体持ち込みに関する次の事項を遵守いたします。

- ・ デジタルものづくり機器に持ち込みの USB メモリ等の記録媒体を接続できないこと。
- ・ 事前に記録媒体のウィルスチェックを行い、コンピューターウィルスに感染していないことを確認の上、岐阜県生活技術研究所所有の USB メモリ等の記録媒体にコピーし接続すること。
- ・ デジタルものづくり機器に持ち込んだデータは、利用者が責任をもって廃棄すること。

年 月 日

署名